

# 農 業 だ よ り

## 農業パトロール実施のお知らせ

新庄市農業委員会では、遊休農地の解消と発生防止を図るため、毎年7～8月に『農地パトロール』を実施しておりますが、遊休農地と判断される土地の所有者の方に、営農再開や草刈り等の管理をしていただくようお願いしています。調査員が伺った際は、ご協力をお願いします。

また、農地パトロールの結果に基づき、遊休農地の所有者の方に『遊休農地に係る利用意向調査』が送付される場合があります。これは、遊休農地の利用について所有者の方の意向をお尋ねするもので、農地法に定められた調査です。併せてご協力をお願いします。

遊休農地は、雑草や害虫の発生で周辺に迷惑となるばかりでなく、不法投棄を招く恐れもあります。ご高齢の方など、自らの管理が難しい方は、農地中間管理機構への貸し付けもご検討いただけます。

【お問い合わせ先】 新庄市農業委員会事務局(TEL:29-5839)

## 農業者年金現況届の提出をお忘れなく！！

5月末頃に農業者年金基金から**受給者宛**に案内された現況届の提出期限は、**6月30日(火)**です。対象者は**市農業委員会**に必ず提出してください。

現況届を提出しないと、農業者年金が差止めになります。ご注意ください。

### ～経営移譲年金等を受給されている方へ～

経営移譲年金又は特例付加年金を受給中の方が提出する現況届には右のような記入欄があります。全ての質問に回答して提出して下さい。回答の一つでも「はい」があると支給停止の可能性あります。不明な場合は提出時に農業委員会の窓口にご確認ください。

※ 1について農作業の手伝いは支給停止になりません。

※ 3について担い手や農地中間管理機構に貸しても支給停止になりません。不明な場合はお尋ねください。

### 1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック

あなたご自身について、以下の1～6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください

|   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | あなたご自身が農業を営んでいますか                            | はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| 2 | あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか                   | はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| 3 | 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等をしたか | はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| 4 | あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか                        | はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| 5 | あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか                   | はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| 6 | あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか                    | はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |



【お問い合わせ先】 新庄市農業委員会事務局(TEL:29-5839)

# 環境保全型農業直接支払交付金について

化学肥料・化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取り組みと合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

## 1 支援要件(原則、全て満たす必要があります)

- ・複数の農業者で構成される任意組織であること(規約・組織の口座が必要)
- ・主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ・第三者機関による特別栽培農産物認証を受けていること
- ・環境負荷低減のチェックシートの各取組にチェックしていること
- ・環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動など)に取り組むこと
- ・新庄市内の農地で、かつ農業振興地域内の農地であること
- ・農業再生協議会が定める「生産の目安」を達成していること

## 2 支援の対象となる取組と交付単価

| 対象取組           |  | 単価/10a        |        |
|----------------|--|---------------|--------|
| 全国<br>共通<br>取組 | そば等雑穀、飼料作物以外   | 14,000円       |        |
|                | このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り2,000円を加算。<br>※土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれかを実施すること。施用量や播種量に決まりがあります。 |               |        |
|                | 新たに有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外)を開始する同一団体内の農業者に対して、指導等を行った場合、新規取組面積に対して4,000円を加算。(指導を受ける農業者につき1回、初年度のみ交付)           |               |        |
|                | そば等雑穀、飼料作物   | 3,000円        |        |
|                | 堆肥の施用  | <水 稲>0.5トン以上  | 3,600円 |
|                |  | <水稲以外>1.0トン以上 |        |
|                | 緑肥の施用 (カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培)   | 5,000円        |        |
|                | 総合防除<br>(IPM)  | そば等雑穀、飼料作物以外  | 4,000円 |
| そば等雑穀、飼料作物     |  | 2,000円        |        |
| 炭の投入           | 5,000円   |               |        |

※同一ほ場での交付金併用はできませんので、いずれかをお選びください。

※本交付金と、(同じ取組内容でもらう)別の国交付金や補助金と併用はできません。

※予算の範囲内での交付となりますので、全国の申請状況により上記単価から減額されることがあります。

※本交付金は、主作物の収穫と対象活動の実施の両方が終了した年度に交付されるため、年度をまたぐ取組の場合は、営農計画を提出した翌年度に交付金を受け取ることとなります。なお、交付単価は交付金が交付される年度の単価となります。

## 3 その他

※取り組みを予定される方は**令和8年6月19日(金)**まで下記担当へご相談ください。ご不明点につきましては、以下までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】新庄市農林課 農村・森林振興係(TEL:29-5837)